

昭和五年行定第八三号

原告 ロナルド・A・マクレーン

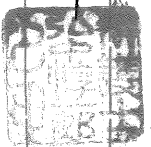
被告 法務大臣

昭和五年六月二四日

右原告訴訟代理人

秋山 幹男

弘中 淳一郎



東京地方裁判所

民事第二部 御中

被告に對する求釈明事項

被告提出のホ一準備書面 及びホ三準備書面に對し、原告は次のとおり釈明を求めらる。

ホ一 ベルリッツ・スクール勤務と在留資格<sup>項</sup>に關し

一 ホ三準備書面 ホ一項ノにいう「クリマラシス」番号B五九の二五九三とは何か。

二 同右準備書面同項又の「法務大臣が原告に對し特に認めたる在留活動の内容そのものは右に述べたる特定査証の内容に於て特定されている」とは如何なる意味か。  
又、「特定査証」とは何か。

三 ホ一準備書面ホ三項ニにいう「在留状況に於いて」

(一) 在留状況とは何か

(二) 在留状況が良好とは如何なる基準で、誰が判断するのか

(三) 右判断に必要な資料は如何なるものを  
用いるのか

(四) もしそれが入国審査官が作成する調査  
報告書のようなものを指すとするならば  
このように外国人の日常活動と厳しく監視  
視し記録するのは如何なる法的根拠  
に基くのか

(五) 原告の場合には在留状況が不良と判断された  
たのが、どうだとして、その理由は何か

ホニ外国人の政治活動に関し

一 外国人は力い言論・表現の自由としての  
示威行進・集会、ピクニック等の権利は  
認めらるのか

二 ホニそうだとすれば、それとの区別に  
於て外国人に認められたい「政治活動」と  
とは如何なる概念であるのか明らかによ  
らたい

ホニ出入国準備期間としての在留許可に関し(ホニ  
準備書ホニ二項)

一 出入国管理令(以下令といふ)ホニ四ホニ一項ニ  
号、特定の在留資格及びその在留期間を

定めらるる省令三号に基く在留資格を有する者には令第二〇条、第二一条の適用はな  
いとの趣旨か

(三) 且、いとも出国準備期間としての許可規  
定は「在留資格の変更」ではないのか

二、仮に在留資格の変更とするし

(一) 甲第一号証(原告のウイザ)には昭和三十五年  
八月一日の在留期間更新許可処分(被告の言  
う出国準備期間としての許可)をさしたし、  
「在留資格修正」ではなく「在留期間短縮」と記  
載されているのけ何故か

(二) 又、その際「for employment」の記載が抹消さ

れているのは何故か

本件処分理由の追加の問題に関し、(本件準備書  
面)第二項

本件を本案とする執行停止申請事件の抗告  
審に至るまで原告の政治活動が本件不許  
可処分がいし、その旨の一へ、日間の在留  
期間更新許可処分理由として客観的に  
明示されたことにはが、つた  
し、の事実を認めらるのか

以上